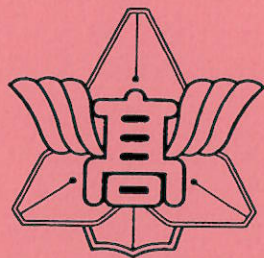


生徒必携

2025年度



鳥取県立鳥取東高等学校

目次

生徒必携の利用について.....	2
鳥取東高校章の由来・生徒訓條・生徒信条.....	3
校歌.....	4
本校の沿革概要.....	5
生徒心得.....	8
生活規則.....	9
服装等に関する規程.....	10
諸届・願について.....	11
図書館案内.....	13
自習室案内.....	14
教育相談室について.....	15
生徒会組織略図.....	16
生徒会規約.....	17
生徒会選挙に関する細則.....	25
部名.....	28
部室使用規程.....	29
生徒会部活動にかかわる時刻等の規程.....	30
若草萌えて・応援歌・壮行歌.....	31
年間行事予定表.....	32
交通ルールの要点.....	33
交通安全宣言.....	33

生徒必携の利用について

この生徒必携は、みなさんが鳥取東高で有意義な学校生活を送るために、知っておいて欲しいこと、知って役立つ事項を、簡潔にまとめたものです。この1冊は、在学中全期間にわたって利用しますので、なくさないように大切にしてください。自宅の机上に備えておき、折に触れて参照しながら、有効に利用しましょう。

鳥取東高校章の由来

鳥取第二中学校が鳥取第二高等学校となり、さらに昭和24年4月、当時の鳥取工高、鳥取実高が統合して鳥取東高が誕生した。

校章の図案が公募され、生徒の西尾清美君の作品が選ばれた。翼は鵬が天高く舞い上がるさまを象り、三つのペンは三校の統合を、そして下に開いた本と共に自由叡智を意味し、ピラミッド形にまとめて安定した美しさを表している。

生徒訓條

- 一、質実剛健にして正義を履践すべし
- 一、己を克治し他を寛容して親和すべし
- 一、勤勉日に新たにして奉公の誠を論すべし

〔昭和二年六月二十三日 初代林校長制定〕

生徒信条

- 一、日々自らを鍛え、進取の気をもつて事に当たろう
- 一、互いに親和し、常に切磋琢磨を続けよう
- 一、自らの責任を果たし、社会に尽くす心を持つ

〔昭和四十八年二月八日 前田校長制定〕

県立鳥取東高等学校校歌

作詞 藤原登喜夫
作曲 田中 妙子



一、渦巻き起る高潮の
疾き流れにたくへつつ
廻る世紀の歯車と
栄えゆくなり 東高

二、山脈青き中国の
峰の上遥か輝ひて
行く白雲に青春の
希望は燃ゆる不死の鳥

三、輝く翼天翔くる
自由叡智を象りて
しづかに牙ゆる夕星の
光きらめく三つのペン

四、真理の聖火仰ぎつつ
試練の嵐踏み越えて
携へゆかん新生の
歓喜の旅の幾山河

本校の沿革概要

(創立記念日 6月23日)

- 大正11. 6. 20 鳥取県立鳥取第二中学校設立許可
徳田平市氏、校地校舎寄付(校地4,843坪)
- 12. 4. 5 開校、入学生104名
- 15. 6. 23 この日を創立記念日とした。
- 昭和 7. 10. 23 創立10周年記念式典挙行
- 11. 9. 22 プール竣工(県内中学校で最初)
- 17. 10. 23 創立20周年記念式典挙行
- 23. 4. 1 学制改革により鳥取県立鳥取第二高等学校となる。
- 24. 4. 1 鳥取工業高等学校、鳥取実業高等学校を統合し鳥取県立鳥取東高等学校となる。
- 9. 校章制定(美術クラブ部員 西尾清美)
- 25. 2. 7 校歌制定(作詞・藤原登喜夫、作曲・田中妙子)
- 7. 21 新校歌発表会
- 26. 4. 1 湖山校舎(旧鳥取実業高等学校)を分離し岩美実業高等学校を統合す。なお、邑実業高等学校の廃校に伴い工業科校舎に農業科を新設
- 27. 12. 20 徳田会館落成
- 28. 4. 1 工業校舎、岩美校舎を分離し、普通科高校として独立
- 30. 4. 3 鉄筋校舎(6教室)竣工(県内で最初の鉄筋校舎)
- 5. 9 新校旗制定式挙行(徳田隆一氏寄贈)
- 33. 10. 19 鳥取二中(柏葉)、鳥取東高(山脈)の同窓会合併し、東雲会と称す。
- 34. 2. 15 体育館落成
- 4. 1 専攻科設置(公立高校としては全国最初)
- 36. 12. 6 生徒会館落成
- 38. 3. 30 第1校舎(鉄筋)竣工
- 5. 15 創立40周年記念式典、第1校舎(鉄筋)落成式挙行
- 12. 15 同窓会館落成(創立40周年記念事業)
- 39. 1. 31 第2校舎(鉄筋)竣工
- 41. 3. 15 専攻科棟竣工、第2校舎(鉄筋)増築、管理棟(職員室、図書室)竣工
- 42. 2. 28 新体育館竣工
- 6. 22 新プール(25m、12コース)竣工式挙行
- 45. 3. 9 生徒会部室(ブロック2階建)2棟竣工
- 3. 26 国旗掲揚台(3本)設置(東京オリンピックに使用されたボール)
- 45. 9. 1 正門完成
- 47. 5. 31 第2グラウンド(20,881㎡)竣工
- 11. 4 創立50周年記念式典挙行、研修館(徳田会館跡)竣工、徳田平市翁顕彰碑除幕、記念誌発行(創立50周年記念事業)、生徒信条制定
- 48. 10. 8 硬式野球部復活
- 51. 3. 31 第3校舎(特別教室棟)竣工
- 53. 8. 5 旧講堂銅板記念碑建立
- 55. 12. 26 格技場(柔剣道場)竣工
- 57. 6. 1 前庭並びに憩いの庭造成(創立60周年記念事業)
- 6. 22 創立60周年記念式典挙行
- 58. 1. 9 アーチェリーの場新築

59. 3. 25 第2グラウンド整地工事
63. 1. 11 新校旗贈呈式挙行（同窓会寄贈）
3. 3 東雲橋竣工
3. 10 専攻科棟新築
平成 1. 2. 22 生徒信条石碑建立（故前田忠雄元校長寄贈）
12. 27 林重浩初代校長頌徳碑移転造立（県工事）及び銘文碑設置（故由宇喜三雄元同窓会長寄贈）
4. 6. 22 創立70周年記念式典挙行
7. 7 トレーニングジム、渡廊下完成（創立70周年記念事業）
12. 15 山下佐知子選手（バルセロナオリンピック、女子マラソン4位入賞）の顕彰碑完成（同窓会、東山会寄贈）
5. 4. 19 校舎増改築始まる
12. 15 弓道場新設
6. 3. 9 LL教室等改修工事（平成6年度1学級増のため）
7. 12 管理棟（職員室、保健室他）昇降口棟（コモンホール他）完成
11. 1 図書館・自習室棟完成
12. 20 校舎改築等工事完成
7. 3. 2 「志学の道」（市道立川町18号線）開通
3. 20 第2グラウンド整地工事（インターハイ・サッカー会場）
8. 9 山岳部、全国高校総体優勝
8. 3. 29 第2体育館改築工事完成
4. 1 理数コース設置
9. 3 東雲館取得
10. 中国河北師範大学附属中学との交流開始
12. 情報処理室改造工事完成（第2校舎）
10. 10. 30 特別教室棟改修工事完成
11. 4. 21 自転車置場新築 354㎡
12. 1. 14 第1体育館改築工事完成（部室含む）
1. 17 部室の解体・撤去及び整地
12. 1 自転車置場3棟新築（二段式）168㎡
13. 4. 1 理数科設置
4. 学校評議員設置
14. 6. 23 創立80周年記念式典挙行
15. 3. 5 東雲館庭園新設（創立80周年記念寄贈樹木・灯籠等及び同窓会館周辺樹木等）
4. 1 普通科8学級（1学級減）
4. 1 スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定（3年間）
5. 21 新プール竣工（25m、8コース・付属棟〔機械・更衣・便所〕）
9. 2 創作・交流ホール及び同窓会館（しののめ館）新築
11. 1 「しののめ館」竣工記念式典・祝賀会挙行
16. 3. 25 水泳部室（2室）、自転車置場5棟（196㎡）新築（内2棟は移築）
4. 1 三学期制に変更
6. 30 冷房設備設置工事完成（普通教室）
8. 24 「しののめ館」2階、同窓会事務局設置
17. 1. 15 特別教室棟内部改修工事完成（書道室→生物実験室、視聴覚室→書道室）
4. 1 普通科7学級（1学級減）

18. 3. 28 第2グラウンドテニスコート改修工事完成
3. 31 食堂新築「おせっかい食堂」と命名
4. 1 スーパーサイエンスハイスクール（SSH）新規継続指定（5年間）
21. 3. 31 専攻科閉科
22. 9. 13 旧積善学園グラウンドを第3グラウンドとして取得
11. 12 多目的屋内練習場竣工式（第2グラウンド）
23. 4. 1 スーパーサイエンスハイスクール（SSH）2年間の終了経過措置校指定
10. 2年普通科 韓国研修旅行
24. 6. 23 創立90周年記念式典挙行
25. 1. 29 研修館改修工事完成
2. 14 第1校舎 耐震改修工事完成
26. 2. 27 第2校舎 耐震改修工事完成
4. 1 普通・理数科7学級（くくり募集に変更、1学級減）
10. 長崎県立長崎北陽台高校との教員交流研修開始
27. 7. 岩手県立大船渡高校との生徒交流開始
8. 中国河北師範大学附属中学との交流再開
30. 4. ビームライフル部創部
10. 2年普通科 北海道研修旅行
令和 1. 9. 10 国体少年男子シングルスカル 全国優勝
11. 22 管理教室棟トイレ改修工事完成
2. 9. 1 コロナ禍のため、東高祭初日を産業体育館で実施
4. 6. 23 創立百周年記念講演会 中江康人氏「今日までの100年、明日からの私」
9. 7 創立百周年記念式典（梨花ホール）
10. 27 トレーニングジム機器等贈呈式（創立百周年記念事業）
図書館百周年記念事業 書架完成
6. 4. 13 「令和6年度高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）」の採択校として決定

生徒心得

わたしたちは鳥取東高生として、高い知性と教養を身につけ、社会に貢献するよう努力しなければならない。

わたしたちはこの理想をめざして、次の生徒信条とその主旨を生活の指針とし、その実践に励まなければならない。

生徒信条及び主旨

一 日々自らを鍛え、進取の気をもって事にあたろう。

- (1)自主性をもって勉学に専念し、真理を探究しよう。
- (2)常に未知なるものへ挑戦し、進んで自らの世界を広げよう。
- (3)体力の増進に努め、いかなる困難にも負けない気概を持とう。

一 互いに親和し、常に切磋琢磨を続けよう。

- (1)信義を重んじ、友情を育てよう。
- (2)自らに厳しく、互いにたかめ合う関係を築こう。
- (3)礼儀をわきまえ、節度ある行動を心がけよう。

一 自らの責任を果たし、社会に尽くす心を持とう。

- (1)本校生徒としての自覚と誇りを持ち、集団生活のルールを守ろう。
- (2)家庭、社会においては、自らの役割を果たし、奉仕の精神を養おう。
- (3)国際理解を深め、社会の発展に寄与する人材となろう。

生活規則

先輩が築いてきた鳥取東高の伝統を受け継ぎ、よりよい校風を創りあげることは、本校生徒の責任である。学校という集団のルールを守ることは、本校に学ぶものの責務である。次の生活規則を守り、意義ある高校生活を送ろう。

校内生活

- (1)登校時刻（8時25分）下校時刻を守り、校地外へ出る時は許可を受けること。
- (2)遅刻、欠席、早退の届、出席扱いの願などは速やかに行うこと。
- (3)服装は質素、端正を旨とし、規程を守ること。
- (4)意欲的に学習に取り組み、厳正な態度で考査に臨むこと。
- (5)校舎、校具を大切にし、環境の美化に努めること。使用に当たっては、許可を受けるとともに、万一破損の場合は直ちに届け出ること。
- (6)各部及び同好会の活動は18時までに終了すること（下校完了18時30分）。始業時から放課後までは部室を使用しないこと。
- (7)校地内では携帯電話・スマートフォンを使用しないこと。（電源を切り、カバン等に入れておく。）
- (8)貴重品の管理については、十分気をつけること。

校外生活

- (1)海外旅行など長期の宿泊をとまなう旅行に行く場合は、届を提出すること。
- (2)交通法規や交通マナーを守ること。自転車通学に当たっては、許可を受けること。
- (3)運転免許取得やアルバイトは、特別の事情のある場合を除いて、許可されない。
- (4)無断外泊をしないこと。
- (5)パチンコ店、スナック、居酒屋などに入りしないこと。
- (6)喫茶店、ゲームセンター、インターネットカフェ、カラオケボックスなどが非行の温床とならないようにすること。
- (7)節度ある交友関係を守り、飲酒、喫煙、薬物使用、暴力行為などをしないこと。
- (8)出会い系サイト等有害サイトにアクセスしたりしないこと。

服装等に関する規程

1. 制服

男子、女子それぞれ制服を正しく着用し、所定の位置に校章をつける。

男子

- ・冬服は上下とも黒の標準型制服とする。
- ・夏服は指定の白の半袖または長袖のカッターシャツとする。

女子

- ・冬服は上下とも本校指定のものとし、白のカッターシャツに指定のネクタイを着用する。スカートの長さは膝が出ない程度とする。なお、スラックスの着用は任意とする。
- ・合服は、指定の白の長袖カッターシャツに指定のベスト、ネクタイを着用する。ただし、ベストの着用は任意とする。
- ・夏服は、指定の白の半袖ブラウスまたは長袖カッターシャツとする。

2. 靴下および上履

靴下は、黒、紺、白色、グレーの単色のものを使用する。ライン1本、ワンポイントの靴下の使用も認める。

冬服着用期間、ストッキングまたはタイツを着用する場合はベージュ、黒、紺のものを使用する。

上履は、指定のものを使用する。

3. シャツ、セーター

カッターシャツの下に着用するシャツ類は白、グレー、黒、紺、ベージュを基調とする。制服の下にセーター等を着用する場合は黒、紺、グレーとし、制服の裾や袖口から出さない。

4. 頭髪

頭髪は、清潔端正に保つようにつとめ、デザインカット等の加工を加えない。

女子の髪は、長いものは括る。

髪をとめるゴム・ピン等の色は黒、紺等華美でないものを使用する。

5. その他

学校生活を送る上で不要な装身(化粧、マニキュア、ピアス等)および、不要な携行(ゲーム機等)はしない。

諸 届・願について

以下の場合、担任・部顧問等に申し出る必要があります。

	届・願の必要がある事柄	届け出先等
①届・願を要するもの	欠席	事情によりその日の授業全てに出席できない場合 当日朝8:00までに、保護者が「遅刻・欠席連絡フォーム」または電話で連絡すること
	忌引	家族等が死亡した場合 保護者が電話で連絡すること 忌引日数は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母・同居家族1日
	遅刻	事情により始業時間(8:25)に間に合わない場合 当日朝8:00までに、保護者が「遅刻・欠席連絡フォーム」または電話で連絡すること
	欠課	登校はしているが、事情により授業に出席できない場合
	早退	事情により、終業よりも早くに下校を希望する場合
	外出	事情により、校外へ外出を希望する場合
	交通事故	学校内外、授業時間内・時間外を問わず交通事故のあった場合 担任に届け出ること
	盗難	盗難にあった場合
	落とし物	落とし物をした場合、拾得した場合
	その他各種被害	学校内外を問わず、何らかの被害等にあった場合
	違反	学校内外を問わず、違反があった場合

② 書類で届を要するもの	出席停止	学校において予防すべき感染症にかかった場合	登校届出書（所定様式）を提出すること
	定期考査の欠席	中間考査及び期末考査を欠席し受験できなかった場合	担任に申し出て、「考査欠席届」を提出すること
	破損	校舎・校具等を破損した場合	担任に申し出て、「破損届」を提出すること
	旅行等	海外旅行など長期の宿泊を伴う旅行に行く場合	担任に申し出て、「旅行届」に記入し、写しを1部指導部にも提出する。JRの「学割」が必要な場合は「学割申込書」も提出すること
	保護者、保証人の変更、氏名、住所の変更		担任に申し出て、必要な書類を提出すること
③ 書類で願を要するもの	留学、休学、復学、転学、退学		担任を通じて「願」を提出すること
	出席扱い	生徒会・部活動、受験、不可抗力の事故などで、授業に出席できない場合は出席扱いとする	「公欠願」を提出すること
	追認考査	年度末に単位認定がなされなかった科目の追認を望む場合	「追認考査願」を提出すること
	大会参加部活動延長	部活動延長は、大会前10日間に限り、18時30分まで許可される	各部の部顧問が「大会参加願」「部活動延長願」を提出する
	自転車通学	原則として片道学校より半径1.5km以上で、次の条件を満たす場合許可される。 ・雨合羽を持っていること ・損害賠償請求に対応した保険に加入していること ・ヘルメットを着用すること	「自転車通学許可願」を、担任を通じて指導部に提出すること
	運転免許取得	運転免許取得は原則として許可されない。ただし、下記の条件に当てはまり、保護者の申し出により妥当と認められた場合は、その限りではない。 (a) 家庭の事情による者 (b) 就職決定者または就職希望の国家公務員試験合格者、	担任に申し出て、「運転免許取得許可願」を提出すること
	異装	やむを得ない事情により「服装に関する規定」に従えない場合	担任を通じて「異装願」を指導部に提出し、「異装許可証」を受け取る
その他、学校の許可が必要なもの	校内での掲示、広告、印刷物の配布及び集会など		
	校舎、校具及び火気の使用		
アルバイト		アルバイトは原則として許可されない。ただし、やむを得ない事情により、妥当と認められた場合は、その限りではない	担任を通じて「アルバイト許可願」を提出すること

図書館案内

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

「図書館の自由に関する宣言」より抜粋

図書館は、みなさんの学習・特別活動・読書を支援し、高校生活をより豊かにするよう応援する場です。

図書館は、公共の場であり、その設備・資料はみなさんの共有財産です。各自がマナーを守って、気持ちよく利用しましょう。

1. 開館時間

8:30～16:45

2. 閉館日

土曜日・日曜日・祝日・振替休日・学校祭

*長期休業中については別途連絡します。

*職員会議等の際は、一時閉館します。

3. 利用方法

貸出

- ・ 借りる資料を持ってきてください。職員が貸出処理を行います。無断持ち出しは厳禁です。
- ・ 貸出冊数 無制限
*延滞があるときは、制限されます。
- ・ 貸出期間 2週間（厳守）
*延長：次に予約がなければ、延長（さらに2週間、1回のみ）できます。資料を持ってくるか、書名または資料コードを教えてください。

返却

- ・ 返す資料を図書館に持ってくるか生徒玄関前の返却ボックスに返してください。期限が過ぎているものは、図書館まで持ってきてください。

資料の探し方

- ・ 基本的に内容別に分類し、配架されています。本の背ラベルの番号で、必要な資料を探せます。なお、館内や教室のパソコンから検索することもできます。

資料が見つからないとき

- ・ 予約、リクエストカードに記入してください。資料を手配して取り寄せます。貸出中のときは、返却され次第連絡します。所蔵がない場合は、購入あるいは公共図書館等から借り受け、可能な限り提供します。

レファレンス（資料相談）

- ・ 調べたい事柄、資料の検索などのお手伝いをします。気軽に声をかけてください。

購読紙

- ・ 朝日新聞・毎日新聞・日本海新聞・the japan times alpha

オンラインデータベース

- ・ 朝日けんさくくん、ヨミダス for School、日本海新聞記事検索

自習室案内

自習室は、みなさんの自習学習を支援する場所です。学校で過ごす時間を活用するため、早朝と放課後、開放しています。積極的に利用して、時間を有効に使いましょう。

自習室は個人机で学習でき、辞書、赤本等が準備してあります。公共の場ですので、マナーを守って気持ちよく利用してください。

1. 開室時間

平日	7:00～8:20、授業終了時～19:00
土・日・祝日	7:00～18:00

※閉室の時は随時、連絡します。

2. 利用上の注意

- ・ 室内での談話、飲食物の持込は厳禁です。
- ・ 使用後、机上に出た消しゴムのカスなどはきちんと後始末しましょう。
- ・ 下足、スリッパは、それぞれの棚にきちんと入れて整頓してください。
- ・ 最後に退出する人はエアコンの電源OFFと消灯の確認を行ってください。

教育相談室について

教育相談室とは

みなさんが、安心して学校生活が送れるよう問題を一緒に考えていくことを大切にしています。

高校時代は誰もが学習や進路、人間関係などさまざまな問題に直面する時期です。悩みがないという人はほとんどいないのではないのでしょうか？

困った時に誰かに相談することはとても大切なことです。相談室も相談先の1つとして利用してください。

次のような場合には是非、気楽な気持ちで教育相談を利用してください。

- | | |
|--------------------|-------------|
| ◆話を聞きたい | ◆話を聞いてほしい |
| ◆悩んでいる問題を一緒に考えてほしい | ◆一人でゆっくりしたい |
| | など |

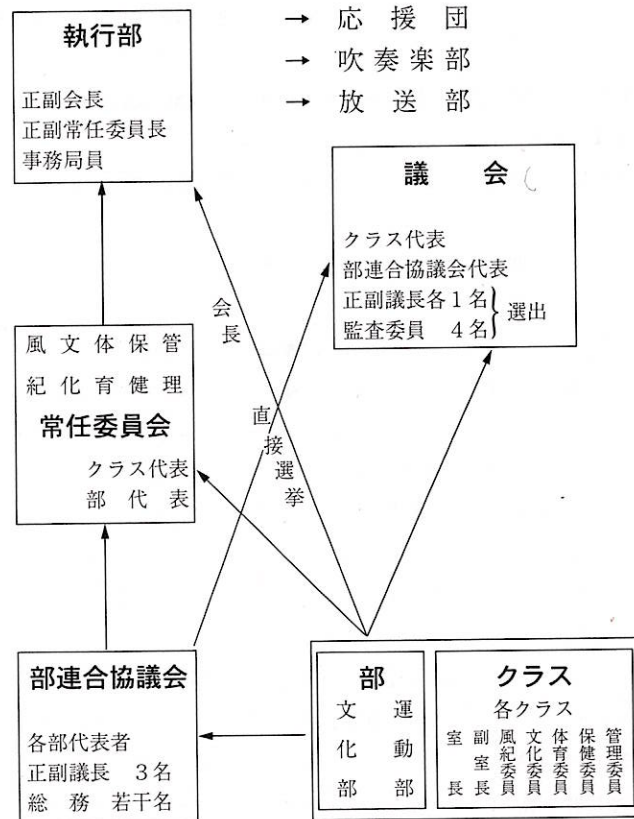
相談内容は原則として秘密を厳守します。

- | |
|--|
| ◆場所：教育相談室…進路指導室横（1階です） |
| ◆時間：休憩時間、昼休憩、放課後 希望時間にできるだけあわせます。 |
| ◆申込み方法：直接来室するか、担任の先生など先生を通して申し込んでください。 |
| ◆スクールカウンセラーの来校は原則週1回です。利用したい場合は、相談室に来てください。時間調整をします。 |

電話相談の場合は

鳥取東高校 TEL：(0857) 22-8495 教育相談室へ

生徒会組織略図



生徒会規約

第1章 総 則

第1条 本会は鳥取県立鳥取東高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は鳥取県立鳥取東高等学校生徒会員によって組織する。

本校職員及びPTA会員は特別会員とする。

第3条 本会は本校の教育方針並びに教育目標のもとに会員の自治活動によって学校生活の円満充実せる運営を促進し、会員相互の親睦と心身の向上をはかるを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために諸種の活動を行う。

第5条 本会の会員は生徒会すべての問題に参与し平等の取扱いを受ける権利を有する。何人も生徒としての本分をおかさない限りあるいは全体の福祉に反しない限り如何なる場合においても会員たる資格及び上記権利をうばわれることはない。又本会の会員は第4章の規定により役員をリコールする権利を有する。又会員は定められた義務を履行しなければならない。

第2章 生徒の権利及び義務

第6条 会員は本校の教育方針に反しない限り思想、信教、言論、出版、集会の自由を有する。

第7条 会員は性別、年齢、学年によって差別されることはない。

第8条 本会の会員は、本会の役員の選挙権並びに被選挙権を有する。

第9条 会員は30分の1以上の署名があれば議会に対して直接議案を提出することが出来る。

第10条 会員は生徒会より懲罰を受けることはない。

第11条 生徒会のために損害をこうむった役員及び会員、並びに此の生徒会の名誉と利益を増進した役員及び会員は議会に適当な慰謝又は謝礼を要求し承認を得て受けることが出来る。

第12条 生徒会の名誉と利益を毀損し、あるいは会員としての義務を履行しない会員又は団体は会員が議会の承認を得て要求する損害賠償の請求に応じなければならない。

第13条 会員はこの会の経費を負担しなければならない。

第14条 会員はこの規約及びこれにもとづく諸種の規則に従わねばならない。又会員は与えられた権利を濫用してはならない。

第15条 本会の会員は第4章において規定されたところに従って会長、議会及び他の役員をリコールすることが出来る。

第3章 機 構

第16条 本会は運営上ホーム・ルーム及び部を最小単位組織とし、これをもって活動の基礎とする。

第17条 本会は運営上次の機関を設ける。

1. 総 会 2. 議 会 3. 会 長
4. 執行部 5. 常任委員会
6. 部連合協議会 7. 応援団
8. 吹奏楽部 9. 放送部

但し、これに議会の承認を得ていつでも追加しあるいは削除することが出来る。

第1節 ホーム・ルーム (H.R.)

第18条 H.R.は生徒会員で構成する生徒会の基礎組織である。

第19条 H.R.には運営上次の役員をおかなければならない。

1. 室長及び副室長 各1名

室長はH.R.を代表して議会に参加し又H.R.を統轄且つ運営する。

副室長は室長を補佐する。

2. 常任委員

常任委員は風紀、文化、体育、保健、管理各男女1名ずつとして生徒会の常任委員会を構成し担当事務を処理すると共にH.R.との連絡に当る。

その他H.R.において必要とみとめた時は適宜に役員を設置する。

第20条 H.R.は生徒会の会計とは独自に各々その会計をもつ。

第2節 部

第21条 本会の会員は相互の親睦を増進し心身の向上をはかり校風の振興を期するために又生徒会活動の基礎として同好者をもって部を組織することができる。

第22条 部結成及びその廃止にあたっては定められた規定に従って学校並びに生徒会に届けなければならない。

部に関する規定は別に設ける。

第23条 部はそれぞれの代表者1名ずつをもって構成する部連合協議会に参加する権利をもつ。

第24条 部は正当な手続きによってその費用として生徒会に補助を要求することができる。

第3節 総 会

第25条 総会は会員全員をもって組織する最高の決議機関である。

第26条 総会は次の場合会長が招集する。

1. 規約の決定及び改正
2. 執行部の承認
3. 予算並びに決算の承認
4. 会費及び入会金の増減
5. 議会が必要ありと認めた時
6. 会長が必要ありと認めた時
7. 全会員の3分の1以上が議案を明示して開催を要求した場合
8. 学校長の要請のあった場合

第27条 総会における議長及び副議長は議会が推薦し総会がこれを承認する。

書記は議長が任命する。

第28条 総会は全会員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。議決には出席会員の過半数を必要とする。

第29条 総会を開くときには会長は2日前迄に議案を全会員に告示しなければならない。但し緊急の場合はこの限りではない。

第4節 議 会

第30条 議会はホーム・ルームの室長及び部連合協議会よりの代表12名を議員として構成し総会に次ぐ決議権をもつ。

(平2.5.1改正)

第31条 議会の下に次の役員をおく。

1. 議長1名 2. 副議長1名
3. 書記2名 4. 会計監査委員4名

なお議長が必要とみとめたときには議長は議員外の会員若干名をもって議会事務局を組織することができる。議会事務局は議会の承認を必要とする。

第32条 議長、副議長、会計監査委員は議員の互選により決定する。なお会計監査委員は直接部に関係している人であってはならない。

書記は議長が議員外の会員より推挙し決定する。

第33条 議会は次の場合議長が招集する。

1. 定例議会 1ないし2ヶ月に1回必ず開き会長の執行報告にもとづく執行監査。
2. 臨時議会
- (1) 会長の要請

- (2) 議員の5分の1以上の要請
- (3) 会員30分の1以上の署名要求
- (4) 議長が必要とみとめたとき
- (5) 部連合協議会の要請

議会の議事は原則として公開とする。

但し議会が必要と認めた時には秘密会をもつことができる。なお秘密会切りかえは出席議員3分の2以上が認めなければならない。議会において議員以外の発言は認められない。なお秘密会には議員以外は出席できない。

第34条 議会は次の事項を討議決定する。

- (1) 定例議会における執行監査
- (2) 予算
- (3) 会長の要請する事項
- (4) 議員より提出された事項
- (5) 会員30分の1以上の署名要求による事項
- (6) その他議長が必要と認める事項
- (7) 部連合協議会より提出された事項

第35条 議会は議員総数の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

議決には出席議員の過半数を必要とする。

第36条 議長、副議長の任期中の更迭は議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第37条 諸種の事情により議員に欠員の生じた場合は選出母体より新議員を選挙する。

第38条 出席議員全員により議会を解散したときは議長はこれを告示する。

第39条 議員は第38条及び第4章の諸規定による場合のほかは議員資格をうばわれることはない。

第40条 第44条の規定にもとづいて会長が拒否権を行使したときには議会は全議員の3分の2以上の議決をもって執行させることが出来る。

第41条 議事規則は議会が定める。

第5節 会 長

第42条 会長は本会を代表し本会の会務執行の最高の権限と責任をもつ。

副会長は会長を補佐し会長事故なるときはその代理をつとめる。

第43条 会長は全校投票によって選出される。

第44条 会長は次の権限を有し仕事をする。

- (1) 総会の招集
- (2) 議会又は議会の承認を得た役員の任免
- (3) 議案の提出
- (4) 予算の作成及び決算報告
- (5) 議決の執行
- (6) 他校又は他団体との関係事項の処理
- (7) 被表彰者の推薦及び第12条に適合する会員又は団体に対しての損害賠償の請求を議会に発議し承認後執行
- (8) 議会の議決に対する拒否権

第45条 会長が議決を執行するときには必ず校長の承認を得なければならない。

第6節 執 行 部

第46条 執行部は会長の統括のもとに総会並びに議会で議決された事項に当る。

第47条 執行部は会長、副会長、各正副常任委員長、正副事務局長、事務局員で組織される。

第48条 副会長は会長が会員中より任命する。但し議員及び常任委員長と兼任することは出来ない。

各正副常任委員長は会長が会員中より任命する。

第49条 事務局長は会長の責任において事務局を統括する。各正副常任委員長は常任委員会を代表しその統括運営に当る。

第7節 常任委員会

第50条 常任委員会は各クラスより2名ずつ及び部連合協議会より選ばれた常任委員より組織される。

但し部連合協議会より選出される常任委員は運動部、文化部より各3名ずつとする。

第51条 常任委員会は次の部門にわかれ執行部の統括のもとに次の業務を行う。

- (1) 文化委員会
校内文化行事の実施、H.R.及び部への連合統制及びその活動の促進、その他事務。
- (2) 体育委員会
校内体育行事の実施、H.R.及び部への連合統制促進。
- (3) 風紀委員会
校内規律の刷新、風紀の改善。
- (4) 保健委員会
保健に関する事務。

(5) 管理委員会

校舎校具の管理及び軽微な補修、火災予防に関する事務、校舎内外の美化清掃。

第52条 各委員会には会長の任命により正副委員長をおく。

第53条 正副委員長は執行部役員となる。

第8節 事務局

第54条 会長は事務の運営上事務局を設置する。

第55条 事務局員は全ての執行に当る他の役員及び議員外の会員若干名で構成する。執行部における事務局の責任は事務局長とする。

第56条 事務局には正副局長及び局員若干名をおく。

第9節 部連合協議会

第57条 部連合協議会は各部の代表をもって構成する。

第58条 部連合協議会は部相互の活動に関しては各部の活動を阻害しない範囲で執行権をもつことができるが、生徒会の他の機関に対しては、いたずらにその権利を濫用し生徒会の活動を妨げてはならない。

第59条 協議会には運営上次の役員をおく。

1. 議長 1名
2. 副議長 2名
3. 総務 若干名

第60条 部連合協議会は議員及び常任委員を部の部員より選出する。

但し議員のうち半数以上は協議会構成員でなければならない。

第10節 応援団

第61条 応援団は本会員全員をもって構成される。

第62条 応援団は校外に於ける公式の各種競技に本会の代表として参加する個人及び団体に對して応援を行う。応援には全員参加する。但し不可能な場合はこの限りでない。

第63条 応援団は下記の役員をおく。

1. 団長 1名
2. 副団長 2名
3. 幹部 若干名

第64条 役員は議会の承認を得て会長が任命する。

第4章 役員の任期及びリコール

第65条 本会の会期は前期4月1日より9月30日迄、後期10月1日より3月31日迄2期とする。本会のすべての役員の任期は1期とする。但しリコールが成立した場合はこの限りではない。又役員の再選は妨げない。

第66条 役員の辞任に関しては

1. 議員並びに常任委員の辞任は推薦母体の過半数の承認があれば辞任することができる。
2. 執行部員（副会長、各正副委員長、事務局長）に関しては会長及び議会の承認があれば辞任することが出来る。
3. 会長に関しては総会の承認を得れば辞任することが出来る。但しこの場合総会の前に議会に計らねばならない。

第67条 会長のリコールは次の場合成立する。

1. 会員の3分の1以上の署名申請書が提出され全会員の過半数の賛成があった場合。
2. 議員の2分の1以上のリコール申請書が提出され全会員の過半数の賛成があった場合。

第68条 会員の3分の1以上のリコール署名申請書が提出され全会員の過半数の賛成があった場合は議会は解散される。

第69条 議員、H.R.の各役員及び部の各役員のリコールは各々選出母体の過半数の賛成を得て成立する。

第70条 会長以外の役員のリコール及び辞任が成立した場合はその補欠として1週間以内に新役員の選挙又は任命を行わなければならない。

第71条 本会の役員の選出は会期始めとする。但し第70条の場合はこの限りではない。選挙規定は別に定める。

第72条 本会の役員の選出に当っては議員と執行部役員及び常任委員は兼任してはならない。又会長は他のいずれの役員も兼ねてはならない。

第5章 会 計

第73条 本会の経費は会費及び入会金その他の収入をもってこれに当てる。

第74条 本会の会計年度は毎年4月1日より3月31日迄とする。

第75条 予算の議決には次の経過を経る。

1. 顧問会に予算案を提出する。
2. 生徒総会にて予算案を承認する。

第76条 予備費は会長の責任において議会の承認を得た後これを支出することが出来る。但し緊急の際はこの限りでない。

第77条 本会の事務を運営するために予算以外に必要な経費の調達はその種類の如何を問わず議会にはかり総会で承認を得なければならない。

第78条 本会の会計は3月に会計監査を受ける。

第79条 会計監査は会計監査委員の他顧問教師が1人加わる。

第80条 年度末決算報告は会計監査を経て会長が全会員に対して行う。

第81条 各部の間の予算流用は禁ずる。

第82条 年度末における残額は一括して次年度の予算に繰越するものとする。

第6章 顧問

第83条 本会の運営上顧問若干名を置く。

第84条 顧問は生徒の総意にもとづいて学校長が任命する。

第7章 補則

第85条 この規約の改正は総会の3分の2以上によって承認されなければならない。

第86条 この規約を施行されるために必要な細則。

1. ホーム・ルームに関する規定
2. 部に関する規定
3. 選挙に関する規定
4. 議会運営に関する規定（議事規則）
5. 選手派遣に関する規定
6. 日直に関する規定は議会の承認を経て定める。

第87条 この規約は平成27年4月1日より効力を発する。

生徒会選挙に関する細則

第1章 目的及び範囲

第1条 本細則は、本会の会長の選挙に適用される。

第2条 生徒会長の選挙は、全校1区制とする。

（平2.5.1改正）

第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会は、議会議員以外の生徒会員の中から会長が指名し、議会によって承認された若干名の委員により構成する。

第4条 選挙管理委員会中より、委員長1名、副委員長1名を選出する。

第5条 選挙管理委員の任期は1期とし、前期は4月から9月、後期は10月から3月までとする。

第6条 選挙管理委員は次の事務を行う。

- 選挙公示の告知
- 選挙人名簿の作成
- 投票所の設置
- 投票の管理と運営
- 開票及び、その結果の公示
- 立候補者の立会講演会の施行
- 投票様式の指示
- 選挙違反の処理
- その他選挙一般事務

第7条 選挙に関するすべての費用は、生徒会経常費より、全額を負担する。

第3章 選挙期日

第8条 選挙告示は、選挙期日の1週間前に公示されなければならない。（平27.3.10改正）

第9条 届け出、メ切的延期は6日以内とする。（昭53.4.5改正）

第10条 生徒会長の任期満了による選挙は、前期は4月中、後期は9月中に行う。但し任期は生徒会規約第65条の定めるところとする。（平27.3.10改正）

第11条 生徒会長の選挙は、これを行うべきことが生じた日から、休日のをぞき10日以内に選挙されなければならない。（平2.5.1改正）

第4章 選挙権及び被選挙権

第12条 本校生徒会員は、生徒会長、その他の選挙権を有する。

2 本校生徒会員は、生徒会長の被選挙権を有する。

第13条 休学及び停学中の者は、選挙権、被選挙権をもてない。

2 投票当日の欠席者は、投票を棄権したものとみなす。

第5章 選挙運動

第14条 選挙運動は、候補者の届け出のあった日から、選挙前日までの休憩時間及び放課後を利用して校内に於て行うものとする。なお、遊説隊は必ず候補者につきそわなければならない。

第15条 選挙管理委員は、在職中選挙運動をすることはできない。

第16条 何人も、選挙に関しての目的をもって個別訪問することはできない。

第17条 生徒会長の選挙については、候補者1人につき6枚のポスターを認める。

第18条 ポスター用紙は選挙管理委員長印を必要とする。 (平27. 3.10改正)

第19条 選挙管理委員会は、全候補の立会演説会を少なくとも1回は開く。

第6章 投票及び開票

第20条 選挙人に関しては、特別の事情がない限り、当日その選挙権を行使するために必要な時間を与えるよう措置されなければならない。

第21条 選挙は無記名投票により行う。

第22条 選挙人は選挙の当日、クラス単位で投票所に行き選挙人名簿（出席簿を利用）の対照を経て、自分の意志で投票しなければならない。

第23条 理由を問わず一切の代理投票は認められない。

第24条 何人も投票所の閉鎖後は投票することができない。

第25条 投票用紙は、当日投票場において選挙管理委員会が配布する。

第26条 選挙管理委員会は、投票終了の翌日までにそれを開票しなくてはならない。

第27条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 規定された方法以外で記載したもの。

第7章 信任、決選及び補欠選挙

第28条 会長立候補者1名の場合は信任投票とし、有効投票総数の過半数をもって信任とする。

第29条 会長立候補者2名の場合は、有効投票総数の最上位をもって当選とする。

(平27. 3.10改正)

第30条 会長立候補者3名以上の場合は、有効投票総数の2分の1以上の得票を必要とし、充たされない場合は上位2名の決選投票とする。決選投票は有効投票総数の最上位をもって当選とする。 (平27. 3.10改正)

第31条 補欠選挙は、3, 5, 6, 7章の規定を適用する。

第32条 補欠選挙により当選した役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(平2. 5.1改正)

第8章 罰則及びリコール

第33条 一切の選挙違反に対する罰則は、選挙管理委員会がその権限を有する。

(但し、判断については生徒会顧問の助言を得る。)

第34条 会長のリコールは、生徒会規約第4章の規定を適用する。

第35条 リコールで生じた欠員は、第7章で定める補欠選挙でこれを補う。

第9章 補 則

第36条 この規約は、議会で審議した上で改正補足することができる。

第37条 この規約は、議会で審議決定承認され、その日より効力を発する。

第38条 本選挙法に規定していない規則は、そのつど議会の承認を得て選挙管理委員がこれを規定し、議会の承認を必要とする。

部 名

運 動 部

柔 道 部
陸 上 競 技 部
バ ス ケ ッ ト ボ ー ル 部
バ レ ー ボ ー ル 部
ソ フ ト テ ニ ス 部
テ ニ ス 部
野 球 部
卓 球 部
バ ド ミ ン ト ン 部
ボ ー ト 部
サ ッ カ ー 部
水 泳 部
弓 道 部
ビ ー ム ラ イ フ ル 部
剣 道 部

文 化 部

文 芸 部
演 劇 部
美 術 部
茶 道 部
華 道 部
邦 楽 部
家 庭 部
英 語 部
科 学 部
書 道 部
部 落 解 放 研 究 部

執 行 部

生 徒 会 執 行 部
吹 奏 楽 部
放 送 部
応 援 団

文化功績賞授賞規程

本校在学中、下記の項目のうちいずれか一つに該当する生徒に対して、卒業時に文化功績賞を授与する。ただし、在学中、本校生徒として適当と認められない行為のあった者は除く。

- 1 生徒会活動に尽くし、顕著な功績のあった者。
- 2 その他特に表彰に値する顕著な功績のあった者。

褒 状 授 賞 規 程

本校在学中、下記の項目のうちいずれか一つに該当する生徒に対して、卒業時に褒状を授与する。ただし、在学中に本校生徒として適当と認められない行為のあった者は除く。

- 1 同一の部に3か年間在籍し、活動した者。
- 2 生徒会執行部、あるいは議会議長を3期以上務めた者。

部室使用規程

部活動等のため定められた部室を使用する場合、つぎの規定を守らなければならない。

1. 部室の使用は始業前及び放課後とする。
2. 所属部員以外の者はその部室を使用してはいけない。
3. 使用時以外は常に施錠しておくこと。
4. 部活動に必要なもの、及び生徒会部より使用することを許可された机、椅子、黒板等の外みだりに物品を搬入してはいけない。
5. 部室では一切の火気を使用してはいけない。
6. 部室の清潔、整頓に留意し、特に夏期における下着、練習衣等の取扱いについては、非衛生的にならないように注意すること。
7. 部室が破損した場合は、各部の責任において直ちに修理しなければならない。
8. 部室の鍵の保管は厳重、正確に行うこと。
以上の規定に違反した場合は、その部室の使用を停止または禁止することがある。
9. 貴重品の管理については、コインロッカーを利用したり、活動現場で保管する等して、十分に留意すること。

生徒会部活動にかかわる時刻等の規程

- 第1項 生徒会執行部・運動部・文化部・同好会の活動（以下、部活動等という）は、18時00分までに終了する。
- 第2項 部活動等を対外試合・発表のため、これに必要な練習・準備を行う場合は、顧問の提出により第1項の定めにかかわらず18時30分まで活動時間を10日間延長することが出来る。但し、この措置は当該競技会あるいは発表会前の部顧問が希望する任意の10日間に限り許可する。
- 第3項 定期考査1週間前から考査終了前日までの間、部活動等は行わない。
- 第4項 1. 定期考査及び考査期間中、或いはその終了した次の日から5日以内に試合・発表会等があり、顧問が練習・準備を必要と認めた場合は、届出により次の時間に限り活動を認める。
- （ア）定期考査1週間前から3日間は、第1項を準用する。
- （イ）4日前から考査前日までは、放課後1時間以内とする。
- （ウ）考査初日から終了日の前日までは、放課後2時間以内とする。
2. 運動部の全国高校総体・全国高校野球につながる大会及び文化部の当年度最重要大会前に限って、届出により顧問の指導のもと考査発表日から考査終了前日までの放課後1時間以内の活動を認める。
- 第5項 部活動の終了後、30分以内に下校させる。
- ※ 19時完全下校を遵守すること。
- 第6項 汽車・バスを利用する生徒には、適切な時刻の車輛に乗車できるように配慮する。
- （付則） 1. この規定について、部員に十分知らせるとともに時刻保守の責任部員を定める。
2. 生徒会は上記所定時間が守られているか巡視し、守れない部については次回から当分の間、第2項・第4項を適用しない。
3. 第2項・第4項に定める活動については、顧問が活動の場に監督する。

（平成18年4月一部改定）

若草萌えて

- 一、若草萌えて 命はあふる 若人の血今燃ゆる
希望は胸に 心はおどる 男しく立て鳥東
高らかに叫べ 誇りの歴史
いざ立て友よ 勝利は待てり 白熱の意気敵なし
- 二、紺碧の空 限なく晴れて 風は涼し気は澄みぬ
戦わんかな 時まきに今 男しく立て鳥東
高らかに叫べ 誇りの歴史
いざ立て友よ 勝利は待てり 白熱の意気敵なし
- 三、若人立てよ 若人立てよ 純真の気熱血の
脈打つ力 波打つ命 男しく立て鳥東
高らかに叫べ 誇りの歴史
いざ立て友よ 勝利は待てり 白熱の意気敵なし

応援歌

作詞 丸山 一則
作曲 長島 宏芳
横山 浩

- 一、この青い 空の下
東高選手 血潮を燃やせ
ついているのだ おれたちが
- 二、この白い 雲の下
東高選手 力をだしきれ
勝利のときは 目の前だ

壮行歌

作詞 橋本ゆたか
作曲 油谷 博文

- 一、征けよ征け征け 強きもの
きそえよ 因幡の 朝風に
かんばせ匂う 君なれば
鳥取東の 名にかけて
- 二、征けよ征け征け 燃ゆるもの
かかげよ 母校の紺の旗
センターボールの 空高く
鳥取東の 名にかけて

年間行事予定表

月	行 事 予 定
4	入学式、一学期始業式、対面式、新入生歓迎会、部紹介、部結成、遠足、身体計測、前期生徒会役員選出、胸部X線検査（1年）、内科検診、歯科検診、PTA総会
5	体育祭、壮行会、県高校総体、県高校総合音楽祭、生徒総会
6	創立記念式典、一学期期末考査
7	校内球技大会、PTA懇談会、一学期終業式、夏季休業開始 全国高校総体、全国高総文祭
8	二学期始業式
9	東高祭、後期生徒会役員選出、二学期中間考査
10	生徒総会、共通テスト出願、研修旅行（2年）
11	各部新人戦
12	二学期期末考査、PTA懇談会、二学期終業式、冬季休業開始
1	三学期始業式、大学入学共通テスト、3年特別時間割
2	冬季高原教育（1年）、国公立大2次試験開始、年度末考査（1、2年）
3	卒業式、県立高校入試、校内球技大会、終業式
備 考	校内模擬試験は3年3回、実力テストは1年・2年3回

交通ルールの要点

道路を利用するための一般的心得

- ゆずり合いとゆとりの気持ちをもつこと。
- 交通規則を守り、交通安全を考えること。
- 信号、標識・標示、指示にしたがうこと。

歩行者として守るべきこと

- 歩道、路側帯を通ること。
- 歩道、路側帯のない道路では、原則として右側通行をする。
- 横断歩道では右左の安全を確かめてから横断する。

自転車に乗るとき守るべきこと

- 正しい乗り方をすること。（二人乗り、片手運転、携帯電話を使用しながらの運転、傘さし運転、手ばなし運転、並走などはしない。夜間はライトをつけること。変形ハンドルなどにしないで、からだの大きさにあった自転車を点検して使用すること。また、正しい発進と停止をすること。）
- 傘さし運転は違反です。雨天の時は雨ガッパなどを着用すること。
- 特に定められた場合を除いて、原則として車道の左側を通行すること。
- 路側帯の通行は歩行者の妨げとならないようにすること。
- 交差点を通る時、道路を横断する時は細心の注意を払うこと。
信号機のある交差点では青信号による通行を守る。信号機のない交差点は、早めに右折、左折の合図をして速度を落として曲がること。
- 斜め横断、Uターンなど進路を急に变えることは絶対にやめること。
- 夜間での無灯火・スマートフォンを使用しながらの運転は違法です。
- 自転車を使って通学する生徒は必ずヘルメットを着用すること。

交 通 安 全 宣 言

私達は、常に交通法規を固く守り、違反者及び犠牲者をなくするよう努力すると共に、それを達成するために日々の交通指導と事故防止を積極的におしすすめることを宣言します。

昭和39年2月1日

鳥取県立鳥取東高等学校生徒会